

令和8年5月19日

課 名 健康福祉局食品生活衛生課

担当者 食品衛生担当監 大原

内 線 3102

広島県夏の食中毒予防期間について

1 要旨・目的

高温・多湿となる夏季は、カンピロバクターなどの細菌性食中毒が最も発生しやすい時期であり、こうした食中毒の発生を未然に防止するため、6月から9月を「広島県夏の食中毒予防期間」とし、食中毒が発生した場合に大規模となるおそれの高い営業施設について、重点的な監視指導を行うとともに、食中毒予防の普及・啓発に取り組む。

2 現状・背景

- ・令和7年の全国の食中毒事件数は1,172件(有症者数24,727人)であり、うち広島県では18件(有症者数373人)発生している。
- ・令和4～7年に広島県で発生した細菌性食中毒21件のうち、11件は6月から9月の間に発生している。
- ・細菌性食中毒が最も発生しやすい夏季に集中的な取組を行い、食中毒を予防する必要がある。

3 概要

(1) 広島県夏の食中毒予防期間

令和8年6月1日から9月30日

(2) 実施事項

ア 営業施設への監視指導

- (ア) 仕出し店、大型旅館、集団給食施設など主要対象施設への重点監視（食品の衛生的取扱及び従事者検便の実施指導等）
- (イ) 食品取扱者等を対象にした衛生講習会の開催
- (ウ) 副食等の食中毒菌等検査の実施
- (エ) 簡易検査（器具・手指等の清浄度検査）の実施
- (オ) 啓発資料（食中毒予防チラシ）の作成・配布

イ 一斉監視

県内全ての保健所（支所）が一斉に重点監視を実施（令和8年7月1日（水）、2日（木）（予定））

ウ 県民への食中毒予防の啓発・注意喚起

- (ア) 食中毒予防講習会の開催
- (イ) 啓発資料（食中毒予防チラシ）の作成・配布
- (ウ) 各種広報媒体による啓発

夏の食中毒予防 PR 画像

